

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年6月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900467号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000003号

第1 結論

昭和49年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月から昭和53年3月まで

私は、20歳になった昭和49年*月に国民年金の加入手続を行っており、請求期間を含む全ての期間の保険料を納付していたと思う。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、初めて国民年金の加入手続を行った際に受け取ったとする年金手帳を保有しており、ほかに年金手帳を受け取ったことはない旨陳述しているところ、当該年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年11月14日に払い出されたことが確認できる。

また、戸籍の附票によれば、請求者の住所は、請求期間前の昭和48年3月から現在まで、A市であることが確認でき、同一市において請求者に複数の国民年金番号が払い出されたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる旧姓を含む氏名検索においても、請求者に係る別の国民年金番号は見当たらない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和53年11月頃に初めて行われたと考えられ、請求者が20歳になった昭和49年*月頃に、国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、昭和53年11月頃の加入手続時点においては、請求期間のうち、過半の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900468号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000004号

第1 結論

昭和60年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年8月

私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続きを行い、大学を卒業するまで保険料を納付してくれた。請求期間についても、私が卒業後就職した会社を退職した直後の昭和60年8月頃に、母が国民年金の手続きを行い保険料を納付してくれたと思う。私は、請求期間である昭和60年8月中旬に怪我をして通院したので、母が私の健康保険の手続きしてくれたはずであり、健康保険と年金が違うことは理解しているが、健康保険の加入手続きを行ってくれた母が、私の国民年金の手続きと保険料の納付を忘れるはずがない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社退職直後の昭和60年8月頃に、母親が請求者の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、請求期間の保険料を納付してくれた旨主張しているが、オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格記録(昭和60年8月1日資格取得、同年9月11日資格喪失)は、国民年金第3号被保険者資格の取得年月日(平成3年3月21日)とともに平成3年4月18日に入力処理されていることから、請求期間は、請求者が平成3年4月頃に国民年金第3号被保険者の資格取得手続きを行ったことを契機に、遡って被保険者期間とされたことが推認できる。

以上のことから、請求期間については、上記国民年金第3号被保険者資格の取得手続きを行うまでは、国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することはできず、当該資格取得手続き時点でも、時効により保険料を納付することができない。

また、請求期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっており、当時の状況を聴取することができないため、請求期間の保険料の納付等に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。